



県章

山形県公報

平成28年11月29日（火）
第2801号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…1259
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…1260
- 農用地利用配分計画の認可……………（農村計画課）…同
- 建築基準法の規定による構造計算適合性判定の委任……………（建築住宅課）…1261
- 県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃……………（同）…同

海区漁業調整委員会関係

指 示

- 火光利用による一本釣漁業の制限……………1268

内水面漁場管理委員会関係

指 示

- オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚及びブルーギルの再放流の禁止……………1269

企業局関係

規 程

- 山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程……………1270
- 山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程……………同

病院事業局関係

規 程

- 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程……………1273
- 山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程……………1275

告 示

山形県告示第978号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社k u k u r u	訪問看護ステーション ここ 鶴岡市新形町2番13号グランデ新形311 号室	訪 問 看 護	平成28. 11. 14

山形県告示第979号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社k u k u r u	訪問看護ステーション ここ 鶴岡市新形町2番13号グランデ新形311 号室	介護予防訪問看護	平成28. 11. 14

山形県告示第980号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成28年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける 土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける 者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山形市	31者	山形市中江2番ほか131筆
上山市	27者	上山市牧野字中原2311番ほか140筆
山辺町	1者	東村山郡山辺町元宮31番
中山町	2者	東村山郡中山町大字長崎字中原8744番ほか8筆
寒河江市	2者	寒河江市大字白岩字漆保6374番1ほか3筆
河北町	3者	西村山郡河北町谷地字草野6番ほか6筆
大江町	5者	西村山郡大江町大字三郷字袖山乙2178番1ほか16筆
尾花沢市	10者	尾花沢市大字上柳渡戸字西原1760番ほか37筆
大石田町	18者	北村山郡大石田町大字大浦字外山807番4ほか53筆
金山町	6者	最上郡金山町大字金山字荒屋243番ほか47筆
最上町	20者	最上郡最上町大字富沢字狐塚3484番73ほか93筆

米 沢 市	21者	米沢市窪田町矢野目字北中村814番ほか197筆
南 陽 市	10者	南陽市蒲生田字町屋敷1008番 1 ほか58筆
白 鷹 町	2者	西置賜郡白鷹町大字滝野字中田1414番 2 ほか58筆
飯 豊 町	8者	西置賜郡飯豊町大字中字新山1555番 1 ほか37筆
鶴 岡 市	19者	鶴岡市小中島字下野186番ほか129筆
三 川 町	7者	東田川郡三川町大字横山字寺谷地176番ほか17筆

2 認可年月日

平成28年11月18日

山形県告示第981号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成28年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

- (1) 名称 一般財団法人日本建築総合試験所
- (2) 住所 大阪府吹田市藤白台五丁目8番1号

2 業務区域

山形県全域

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

大阪府大阪市中央区内本町二丁目4番7号

4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次のいずれかに該当する建築物（一般財団法人日本建築総合試験所の構造計算適合性判定業務規程により構造計算適合性判定を行わないこととしたものを除く。）に係る構造計算適合性判定

- (1) 延べ面積が10,000平方メートルを超える建築物
- (2) 高さが31メートルを超える建築物
- (3) 県内に構造計算適合性判定の業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関（建築基準法第18条の2第1項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとしたものに限る。）が当該指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程により構造計算適合性判定を行わないこととした建築物

5 業務の開始の日

平成28年12月1日

山形県告示第982号

山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）第11条第2項及び第3項の規定により、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値（以下「利便性係数」という。）及び同条例第11条第1項ただし書に規定する近傍同種の住宅の家賃を次のように定め、平成29年4月1日から施行し、平成28年1月県告示第9号（県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃）は、平成29年3月31日限り廃止する。

平成28年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

住 宅 名	1戸当たり 住戸専用面積	利便性係数	近傍同種の 住宅の家賃	摘 要
	平方メートル		円	
県営鈴川第2アパート1号	44.4	0.95	19,800	
		0.90	19,800	風呂無し
県営鈴川第2アパート2号	44.4	0.95	19,200	
県営鈴川第2アパート3号	44.4	0.95	19,800	
		0.90	19,800	風呂無し
県営鈴川第2アパート4号	44.4	0.95	19,800	
		0.90	19,800	風呂無し
県営鈴川第2アパート5号	44.4	0.95	19,200	
		0.90	19,200	風呂無し
県営五十鈴アパート1号	51.2	0.95	26,400	
		0.90	26,400	風呂無し
県営五十鈴アパート2号	51.2	0.95	26,400	
		0.90	26,400	風呂無し
県営五十鈴アパート3号	51.2	0.95	26,400	
		0.90	26,400	風呂無し
県営南山形アパート1号	49.6	0.95	53,100	
	63.1	0.95	63,600	
県営南山形アパート2号	49.6	0.95	53,000	
	63.1	0.95	63,100	
県営南山形アパート3号	51.3	0.95	68,100	
	64.8	0.95	80,800	
県営南山形アパート4号	39.9	0.91	15,900	
県営南山形アパート5号	51.3	0.95	68,100	
	64.8	0.95	80,800	
県営馬見ヶ崎アパート1号	59.3	0.95	36,100	
県営馬見ヶ崎アパート2号	59.3	0.95	36,100	
県営松町アパート1号	57.1	0.95	42,800	
	58.4	0.95	43,900	
	63.9	0.95	47,400	
	71.5	0.95	52,400	
県営松町アパート2号	61.0	0.95	43,700	
	64.2	0.95	45,700	
県営宮町アパート1号	66.5	0.96	44,200	
県営宮町アパート2号	66.5	0.96	46,800	
県営宮町アパート3号	62.6	0.96	46,400	
	64.2	0.96	46,900	
県営宮町アパート4号	62.6	0.96	46,900	
	64.2	0.96	47,400	
県営深町アパート1号	62.6	0.96	46,100	
	64.2	0.96	46,800	
県営深町アパート2号	62.6	0.96	45,900	
	64.2	0.96	46,500	
県営深町アパート3号	62.6	0.96	45,900	
	64.2	0.96	46,500	
県営深町アパート4号	62.6	0.96	44,000	
	64.2	0.96	44,600	

県営きたまちアパート1号	66.5	0.99	72,500	
	69.9	0.99	80,000	
	73.1	0.99	83,200	
県営きたまちアパート2号	66.5	0.99	72,500	
	69.9	0.99	80,000	
	73.1	0.99	83,200	
県営きたまちアパート3号	66.5	0.99	72,500	
	71.9	1.01	107,000	
県営あたごアパート	58.6	0.92	100,800	
	61.5	0.92	103,800	
	70.9	0.92	113,500	
県営十日町アパート	53.9	1.04	88,400	
	54.0	1.04	88,500	
	55.1	1.04	89,400	
	65.6	1.04	98,000	
	65.7	1.04	98,200	
県営飯塚住宅	55.4	0.95	86,300	平成24年度 ^{しゅん} 竣工
	67.0	0.95	101,400	同
	55.4	0.95	88,500	平成25年度 ^{しゅん} 竣工
	67.0	0.95	104,100	同
	60.3	0.96	96,500	
県営太田町アパート1号	74.0	0.96	113,900	
	60.3	0.96	96,500	
県営太田町アパート2号	74.0	0.96	113,900	
	60.3	0.96	96,700	
県営太田町アパート3号	74.0	0.96	114,200	
	60.3	0.96	96,700	
県営太田町アパート4号	74.0	0.96	114,200	
	57.1	0.98	44,300	
県営春日アパート1号	58.4	0.98	45,300	
	63.9	0.98	49,000	
	61.0	0.98	45,500	
県営春日アパート2号	64.2	0.98	47,600	
	61.5	1.02	95,700	
県営春日アパート3号	75.6	1.02	110,300	
	54.7	0.99	78,900	
県営中田第1アパート1号	68.2	0.99	93,000	
	55.4	0.99	79,400	
県営中田第1アパート2号	68.8	0.99	93,600	
	56.4	0.99	80,600	
県営中田第1アパート3号	69.9	0.99	95,100	
	62.1	0.99	93,900	
県営中田第1アパート4号	75.4	0.99	108,300	
	62.1	0.99	94,600	
県営中田第1アパート5号	75.4	0.99	109,400	
	62.1	0.99	94,600	
県営中田第1アパート6号	75.4	0.99	109,400	
	54.6	0.95	32,000	
県営中田第2アパート1号		0.90	32,000	風呂無し

県営中田第2アパート2号	55.7	0.95	32,200	
県営玉の木アパート	55.7	0.95	39,100	
県営成島アパート1号	58.0	0.98	44,000	
県営成島アパート2号	61.0	0.98	50,000	
	64.2	0.98	52,200	
県営米沢中央アパート1号	68.7	1.05	53,400	
県営米沢中央アパート2号	68.7	1.05	53,400	
県営相生アパート1号	69.2	1.00	86,400	
県営相生アパート2号	72.9	1.00	91,400	
県営相生アパート3号	72.9	1.00	98,100	
県営城北アパート1号	50.1	1.00	66,900	
	51.1	1.00	67,900	
	63.1	1.00	80,200	
県営城北アパート2号	50.1	1.00	66,900	
	51.1	1.00	67,900	
	63.1	1.00	80,200	
県営美原アパート1号	74.2	1.04	59,900	
県営美原アパート2号	40.5	1.04	44,300	
	77.0	1.04	60,900	
県営美原アパート3号	40.5	1.04	46,400	
	77.0	1.04	64,100	
県営美原アパート4号	44.4	1.04	45,500	
	79.4	1.04	63,600	
県営東部アパート1号	55.7	0.99	36,200	
県営東部アパート2号	55.7	0.99	36,200	
		0.94	36,200	風呂無し
県営東部アパート3号	58.0	0.99	37,600	
県営茅原アパート1号	63.5	0.98	45,800	
県営茅原住宅	63.5	0.98	45,800	
県営茅原アパート2号	58.4	0.98	46,500	
	63.9	0.98	50,300	
	71.5	0.98	55,500	
県営茅原アパート3号	61.0	0.98	52,600	
	64.2	0.98	54,900	
県営城南アパート1号	62.6	0.98	51,500	
	64.2	0.98	52,200	
県営城南アパート2号	62.6	0.98	51,500	
	64.2	0.98	52,200	
県営末広アパート1号	69.3	1.01	99,000	
県営末広アパート2号	69.3	1.01	99,000	
県営末広アパート3号	69.3	1.01	99,000	
県営大西町住宅	51.9	1.03	82,300	平成22年度 ^{しゅん} 竣工
	64.7	1.03	98,800	同
	72.4	1.03	109,900	同
	51.9	1.03	80,600	平成23年度 ^{しゅん} 竣工
	68.3	1.03	101,800	同
県営川南アパート1号	51.2	1.00	69,100	
県営川南アパート2号	51.2	1.00	70,500	
県営川南住宅3号	54.6	1.00	80,200	

県営川南住宅4号	54.6	1.00	87,900
県営川南アパート5号	55.7	1.00	86,100
県営こがねアパート1号	63.5	1.01	44,500
県営こがね住宅	63.5	1.01	44,500
県営こがねアパート2号	58.4	1.01	43,100
	63.9	1.01	46,600
	71.5	1.01	51,400
県営こがねアパート3号	61.0	1.01	47,800
	69.5	1.01	49,900
県営東泉アパート1号	61.0	0.99	48,800
	64.2	0.99	51,000
県営東泉アパート2号	62.6	0.99	53,300
	64.2	0.99	53,900
県営東泉アパート3号	62.6	0.99	53,500
	64.2	0.99	54,000
県営鳥海アパート1号	53.5	1.01	83,400
	69.2	1.01	100,900
県営鳥海アパート2号	53.5	1.01	84,200
	69.2	1.01	101,800
県営鳥海アパート3号	54.5	1.01	108,000
	56.1	1.01	109,400
	65.4	1.01	121,900
	67.0	1.01	123,300
	70.2	1.01	127,300
県営新橋アパート	53.9	1.02	91,600
	68.2	1.02	109,600
県営北新町アパート	55.0	1.02	74,600
	64.3	1.02	82,400
県営三吉町アパート1号	51.2	0.92	29,400
県営三吉町アパート2号	54.6	0.92	33,200
県営三吉町アパート3号	55.7	0.92	35,300
県営金沢住宅	43.5	0.87	14,800
県営若葉東アパート1号	62.8	0.91	41,700
県営若葉東アパート2号	63.5	0.91	42,100
県営若葉東アパート3号	57.1	0.91	43,700
	58.4	0.91	44,800
	63.9	0.91	48,400
県営南寒河江アパート1号	62.6	0.93	51,300
	64.2	0.93	51,800
県営南寒河江アパート2号	62.6	0.93	52,400
	64.2	0.93	52,900
県営塩水アパート1号	57.0	0.98	83,800
	70.7	0.98	100,000
県営塩水アパート2号	57.0	0.98	83,800
	70.7	0.98	100,000
県営塩水アパート3号	57.0	0.98	83,800
	70.7	0.98	100,000
県営塩水アパート4号	57.0	0.98	82,500
	70.7	0.98	98,400

県営塩水アパート5号	57.0	0.98	82,500	
	70.7	0.98	98,400	
県営塩水アパート6号	57.0	0.98	82,500	
	70.7	0.98	98,400	
県営土屋倉アパート1号	51.8	0.96	34,200	
		0.91	34,200	風呂無し
県営土屋倉アパート2号	51.8	0.96	34,100	
		0.91	34,100	風呂無し
県営土屋倉アパート3号	53.7	0.96	35,000	
		0.91	35,000	風呂無し
県営金生アパート	44.4	0.97	14,800	
県営鷲ヶ袋アパート1号	54.6	0.97	32,400	
		0.92	32,400	風呂無し
県営鷲ヶ袋アパート2号	55.7	0.97	36,000	
		0.92	36,000	風呂無し
県営長清水アパート1号	69.4	0.98	101,100	
県営長清水アパート2号	69.4	0.98	101,100	
県営長清水アパート3号	67.7	0.98	100,300	
県営長清水アパート4号	67.7	0.98	100,300	
県営長清水アパート5号	67.7	0.98	100,300	
県営長清水アパート6号	70.1	0.98	103,500	
県営長清水アパート7号	70.1	0.98	103,500	
県営長清水アパート8号	70.1	0.98	105,400	
県営長清水アパート9号	70.1	0.98	105,400	
県営楯岡アパート	54.6	0.93	33,500	
		0.88	33,500	風呂無し
県営楯岡中町アパート	63.7	0.94	90,300	
県営小出アパート1号	55.7	0.95	35,900	
県営小出アパート2号	58.0	0.95	37,900	
県営成田アパート	58.4	0.91	42,500	
	63.9	0.91	45,900	
	71.5	0.91	50,700	
県営屋城町アパート	61.4	0.98	75,900	
	61.8	0.98	76,100	
	72.2	0.98	89,300	
県営日光アパート1号	55.5	0.99	76,100	
	62.9	0.99	85,900	
県営日光アパート2号	55.5	0.99	78,300	
	62.9	0.99	88,100	
県営日光アパート3号	55.5	0.99	80,600	
	62.9	0.99	89,700	
県営日光アパート4号	55.5	0.99	83,600	
	62.9	0.99	94,100	
県営日光アパート5号	55.5	0.99	85,900	
	62.9	0.99	96,700	
県営長岡アパート1号	63.4	1.00	96,200	
	75.9	1.00	111,200	
県営長岡アパート2号	63.4	1.00	96,200	
	75.9	1.00	111,200	

県営長岡アパート3号	58.3	1.00	85,500
	70.6	1.00	99,700
県営長岡アパート4号	58.3	1.00	85,500
	70.6	1.00	99,700
県営交り江アパート1号	62.8	0.97	45,500
県営交り江アパート2号	62.8	0.97	45,500
県営天童駅西アパート1号	61.0	0.98	48,600
	64.2	0.98	50,700
県営天童駅西アパート2号	61.0	0.98	48,600
	64.2	0.98	50,700
県営天童駅西アパート3号	61.0	0.98	48,800
	64.2	0.98	50,900
県営天童駅南アパート1号	66.5	1.02	58,200
県営天童駅南アパート2号	66.5	1.02	58,200
	69.9	1.02	63,700
	73.1	1.02	66,300
県営天童南部アパート1号	66.3	1.01	100,600
	70.1	1.01	103,900
	77.6	1.01	115,700
	79.9	1.01	115,900
県営天童南部アパート2号	70.1	1.01	103,900
	79.9	1.01	115,900
県営天童南部アパート3号	66.3	1.01	100,600
	77.6	1.01	115,700
	79.9	1.01	115,900
県営天童南部アパート4号	70.1	1.01	100,800
	79.9	1.01	112,600
県営天童南部アパート5号	70.1	1.01	100,800
	79.9	1.01	112,600
県営東根中央アパート1号	62.6	1.00	51,400
	64.2	1.00	52,000
県営東根中央アパート2号	62.6	1.00	51,600
	64.2	1.00	52,300
県営東根中央アパート3号	62.6	1.00	53,000
	64.2	1.00	53,800
県営尾花沢アパート	62.6	0.98	55,800
	64.2	0.98	56,500
県営関ロアパート1号	57.2	0.98	78,900
	68.0	0.98	88,600
県営関ロアパート2号	57.3	0.98	95,100
	68.3	0.98	106,900
	68.6	0.98	109,200
県営関ロアパート3号	57.3	0.98	91,300
	57.7	0.98	92,500
県営桜木アパート1号	59.3	0.98	36,700
県営桜木アパート2号	59.3	0.98	36,700
県営芦沢アパート	52.8	0.85	21,800
県営近江アパート1号	62.6	1.00	54,400
	64.2	1.00	55,000

県営近江アパート2号	64.6	1.00	66,400	
県営近江アパート3号	64.6	1.00	66,400	
県営中原アパート1号	53.4	0.99	88,100	
	69.4	0.99	108,400	
県営中原アパート2号	53.4	0.99	89,400	
	69.4	0.99	110,000	
県営長崎アパート	62.8	0.98	40,900	
県営谷地アパート1号	59.3	0.90	37,300	
県営谷地アパート2号	71.1	0.94	103,800	
県営左沢アパート	59.3	0.85	41,400	
県営大石田アパート	59.4	0.89	43,500	
県営あけぼのアパート	50.3	0.89	65,600	
	56.8	0.89	69,900	
	63.7	0.89	77,400	
	70.3	0.89	83,200	
県営糠野目アパート	51.2	0.93	32,900	
県営糠野目第2アパート	62.6	0.92	51,200	
	64.2	0.92	51,800	
県営大町アパート	58.0	0.90	42,600	
県営館之北アパート	53.3	0.90	58,100	
	67.4	0.90	70,500	
	70.7	0.90	73,400	
県営小国アパート1号	58.0	0.87	38,300	
県営小国アパート2号	59.4	0.87	40,900	
県営白鷹アパート	55.7	0.86	42,400	
県営宝前町住宅	74.1	0.86	54,000	平成元年度 ^{しゅん} 竣工
	77.0	0.86	56,200	同
	77.8	0.86	56,700	同
	74.1	0.86	53,500	平成2年度 ^{しゅん} 竣工
	77.0	0.86	55,600	同
	77.8	0.86	56,100	同
県営あらとアパート1号	74.4	0.96	108,500	
県営あらとアパート2号	77.9	0.96	113,600	
県営飯豊アパート	59.4	0.92	46,000	
県営狩川アパート	58.0	0.80	38,300	
県営余目アパート	62.6	0.83	52,900	
	64.2	0.83	53,600	
県営遊佐アパート	59.3	0.87	41,800	

海区漁業調整委員会関係

指 示

山形海区漁業調整委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形県沖合における火光利用による一本釣漁業（するめいかの採捕を目的とするものを除く。以下「この漁法」という。）について、次のとおり指示する。

平成28年11月29日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

1 操業の禁止

この漁法において、次に掲げる操業をしてはならない。

(1) 総トン数5トン以上の船舶を使用する操業

(2) 次の表に掲げる明石礁及び大瀬の区域における4月10日から7月10日までの操業

区 域		各点の位置
明石礁	右欄に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域	イ（世界測地系）北緯39度00.771分、東経139度43.379分 （ロラン） 2S3-2780と2S4-4762との交点
		ロ（世界測地系）北緯38度57.272分、東経139度42.998分 （ロラン） 2S3-2820と2S4-4768との交点
		ハ（世界測地系）北緯38度58.371分、東経139度38.398分 （ロラン） 2S3-2820と2S4-4756.7との交点
		ニ（世界測地系）北緯39度01.571分、東経139度40.198分 （ロラン） 2S3-2780と2S4-4754.5との交点
大瀬	右欄に掲げるホ、ヘ、ト、チ及びホの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域	ホ（世界測地系）北緯38度39.273分、東経139度25.500分 （ロラン） 2S3-3080と2S4-4775との交点
		ヘ（世界測地系）北緯38度37.174分、東経139度23.100分 （ロラン） 2S3-3110と2S4-4775との交点
		ト（世界測地系）北緯38度37.873分、東経139度20.301分 （ロラン） 2S3-3110と2S4-4766.2との交点
		チ（世界測地系）北緯38度39.873分、東経139度22.400分 （ロラン） 2S3-3080と2S4-4765.8との交点

2 光力の制限

一の船舶がこの漁法に使用する集魚灯の消費電力合計の最高限度は、10キロワットとする。ただし、発光ダイオード式集魚灯（以下「LED灯」という。）を使用する場合における当該LED灯の消費電力は、当該LED灯の消費電力に7を乗じて得た数（単位はキロワットとし、1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）とする。

3 有効期間

この指示の有効期間は、平成29年1月1日から同年12月31日までとする。

内水面漁場管理委員会関係

指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。

平成28年11月29日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 國 方 敬 司

1 指示の内容

平成29年6月1日以降、オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚及びブルーギルを採捕した者は、これらを採捕した河川又は湖沼に再び放してはならない（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第4条の規定により禁止される行為に該当する場合を除く。）。ただし、山形県内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究のために当該行為を行う場合は、この限りでない。

2 指示の区域

県内の共同漁業権に係る漁場の区域

企業局関係

規程

山形県企業管理規程第8号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年11月29日

山形県企業管理者 若松正俊

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程（昭和40年6月県企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2総務企画課の項給与に関すること。の項局長専決事項の欄第1項中「及び昇給（行政職給料表5級以上となる者の昇格及び特別の場合の昇格を除く。）」を「、昇給及び勤勉手当の成績率区分（山形県企業局職員の人事に関する手続規程（平成22年3月県企業管理規程第1号）第13条の2第1項に規定する特定幹部職員に係るものを除く。）」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第9号

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年11月29日

山形県企業管理者 若松正俊

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の人事に関する手続規程（平成22年3月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第13条の2 所属長は、職員（直近の人事評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）の終了日（以下この項において「評価終了日」という。）において給与規程第2条第1項の規定によりその例によるものとされる県給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員である職員及び評価終了日の翌日から同日以後最初に到来する山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）第16条第1項に規定する基準日までの間に採用された職員を除く。）の人事評価の結果及び勤務成績等の状況を、勤勉手当の勤務成績による割合の区分（以下「勤勉手当の成績率区分」という。）のいずれに該当させるかについて、評価終了日の翌日から起算して1月が経過する日（特に必要がある場合は評価終了日）までに、勤勉手当の成績率区分内申書（別記様式第19号の2）に勤勉手当の成績率区分の勤務成績調書（別記様式第19号の3）を添えて内申しなければならない。ただし、所属長に係る勤勉手当の成績率区分の勤務成績調書の作成は、局長が行うものとする。

2 総務企画課長は、適用される勤勉手当の成績率区分が決定された場合は、勤勉手当の成績率区分決定通知書（別記様式第19号の4）及び勤勉手当の成績率区分通知書（勤勉手当の成績率区分が中位の段階である職員以外の職員に係るものに限る。）（別記様式第19号の5）を所属長に送付するものとし、所属長は、当該勤勉手当の成績率区分通知書を当該職員に交付するものとする。

別記様式第19号の次に次の4様式を加える。

様式第19号の2

	第	号	
	年	月	日
山形県企業管理者 殿 （所属長） 職 氏 名 印 年 月 に支給される勤勉手当の成績率区分内申書 年 月 に支給される勤勉手当の成績率区分を別紙のとおり内申します。			

様式第19号の3

勤勉手当の成績率区分の勤務成績調書

⑥				所 属					
職名	氏 名	期 間	直近の 人事評価	勤務成績等の状況		成績率区分			備考
				勤務成績	懲戒処分	特に 良好	良好	良好で ない	
		から まで							
		から まで							
		から まで							
		から まで							
		から まで							

職 氏名 印

（注）勤勉手当の成績率区分の勤務成績調書記入要領

- 1 「期間」欄には、直近の人事評価の期間を「28.10.1から29.3.31まで」のように記入すること。
- 2 「直近の人事評価」欄には、1の期間における人事評価の総合評価を記入すること。
- 3 「勤務成績等の状況」欄
 - (1) 「勤務成績」欄には、2の人事評価の総合評価が最上位の段階の職員について、勤務成績が特に良好な場合は「○」を記入すること。
 - (2) 「懲戒処分」欄には、勤勉手当の基準日以前6箇月以内の期間に懲戒処分を受けた職員について、その時期及び処分の種類を「28.10.1～28.12.31 停職」のように記入すること。
- 4 「成績率区分」欄には、該当する成績率区分の欄に「○」を記入すること。
- 5 「備考」欄には、その他参考となるべき事項を記入すること。
- 6 職氏名印は、この調書の作成者の職氏名を記入し、私印を押印すること。

様式第19号の4

	企業総企第 号 年 月 日
(所属長) 殿	
	総務企画課長 印
年 月に支給される勤勉手当の成績率区分決定通知書	
<p>年 月に支給される勤勉手当の成績率区分については、別紙勤勉手当の成績率区分リストのとおりですが、成績率区分が良好である職員以外の職員に対しては貴職から勤勉手当の成績率区分通知書を交付してください。</p>	

(別紙)

年 月に支給される勤勉手当の成績率区分リスト

所属コード	所属名

職員コード	氏名	職名	成績率区分	摘要

様式第19号の5

勤勉手当の成績率区分通知書				年 月 日
所属				
職員コード		氏名		
年 月に支給する勤勉手当の成績率区分を とする。				
山形県企業管理者 氏 名 印				

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第13条の2第1項の規定は、平成29年6月以後に支給する勤勉手当について適用する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第16号

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年11月29日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第13条の2 所属長は、職員（直近の人事評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）の終了日（以下この項において「評価終了日」という。）において給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる山形県職員等の給与に関する条例第20条第2項に規定する特定幹部職員（以下この項において「特定幹部職員」という。）である職員及び評価終了日の翌日から同日以後最初に到来する山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）第20条第1項に規定する基準日までの間に採用された職員を除く。）の人事評価の結果及び勤務成績等の状況を、勤勉手当の勤務成績による割合の区分（以下「勤勉手当の成績率区分」という。）のいずれに該当させるかについて、評価終了日の翌日から起算して1月が経過する日（特に必要がある場合は評価終了日）までに、勤勉手当の成績率区分内申書（別記様式第20号の1）に勤勉手当の成績率区分の勤務成績調書（別記様式第20号の2）を添えて内申しなければならない。ただし、所属長（特定幹部職員である所属長を除く。）に係る勤勉手当の成績率区分の勤務成績調書の作成は、局長が行うものとする。

- 2 県立病院課長は、適用される勤勉手当の成績率区分が決定された場合は、勤勉手当の成績率区分決定通知書（別記様式第20号の3）及び勤勉手当の成績率区分通知書（勤勉手当の成績率区分が中位の段階である職員以外の職員に係るものに限る。）（別記様式第20号の4）を所属長に送付するものとし、所属長は、当該勤勉手当の成績率区分通知書を当該職員に交付するものとする。

別記様式第20号の次に次の4様式を加える。

様式第20号の1

		第	号
		年	月
			日
<p>山形県病院事業管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">（所属長） 職 氏</p> <p style="text-align: right;">名 印</p> <p style="text-align: center;">年 月 に支給される勤勉手当の成績率区分内申書</p> <p style="text-align: center;">年 月 に支給される勤勉手当の成績率区分を別紙のとおり内申します。</p>			

様式第20号の2

勤勉手当の成績率区分の勤務成績調書

⑥									
所 属									
職名	氏 名	期 間	直近の 人事評価	勤務成績等の状況		成績率区分			備考
				勤務成績	懲戒処分	特に 良好	良好	良好で ない	
		から まで							
		から まで							
		から まで							
		から まで							
		から まで							

職 氏名 ⑥

(注) 勤勉手当の成績率区分の勤務成績調書記入要領

- 1 「期間」欄には、直近の人事評価の期間を「28.10.1から29.3.31まで」のように記入すること。
- 2 「直近の人事評価」欄には、1の期間における人事評価の総合評価を記入すること。
- 3 「勤務成績等の状況」欄
 - (1) 「勤務成績」欄には、2の人事評価の総合評価が最上位の段階の職員について、勤務成績が特に良好な場合は「○」を記入すること。
 - (2) 「懲戒処分」欄には、勤勉手当の基準日以前6箇月以内の期間に懲戒処分を受けた職員について、その時期及び処分の種類を「28.10.1～28.12.31 停職」のように記入すること。
- 4 「成績率区分」欄には、該当する成績率区分の欄に「○」を記入すること。
- 5 「備考」欄には、その他参考となるべき事項を記入すること。
- 6 職氏名⑥は、この調書の作成者の職氏名を記入し、私印を押印すること。

様式第20号の3

	県病第	号
	年 月	日
(所属長) 殿		
	県立病院課長	印
	年 月に支給される勤勉手当の成績率区分決定通知書	
<p>年 月に支給される勤勉手当の成績率区分については、別紙勤勉手当の成績率区分リストのとおりとされたので通知します。</p> <p>なお、成績率区分が良好である職員以外の職員に対しては貴職から勤勉手当の成績率区分通知書を交付してください。</p>		

(別紙)

年 月 に支給される勤勉手当の成績率区分リスト

所属コード	所 属 名

職員コード	氏 名	職 名	成績率区分	摘 要

様式第20号の4

勤勉手当の成績率区分通知書				年 月 日
所 属				
職員コード		氏 名		
年 月 に支給する勤勉手当の成績率区分を とする。				
山形県病院事業管理者 氏 名 印				

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 改正後の第13条の2第1項の規定は、平成29年6月以後に支給する勤勉手当について適用する。

山形県病院事業管理規程第17号

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年11月29日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1 給与の項第1項を次のように改める。

- 職員の昇格、昇給及び勤勉手当の成績率区分（山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）第13条の2第1項に規定する特定幹部職員に係る勤勉手当の成績率区分を除く。）並びに復職時等における給料月額調整に関すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。